

平成21年1月より、「産科医療補償制度」の開始に伴い 出産育児一時金（家族出産育児一時金）の支給額が38万円となります

平成21年1月1日から産科医療補償制度がスタートします。これまで被保険者やその扶養者が出産した時に支給される一時金は35万円でしたが、産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した時は、制度に係る費用を加算して、1児につき38万円が支給されます。

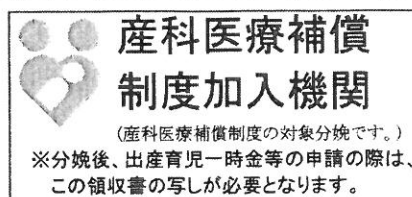
※死産等を含み、妊娠22週以降の出産に限ります。

※非加入医療機関等での出産は従来どおり35万円の支給になります。

<手続き方法>

産科医療補償制度に加入している医療機関（病院、診療所、助産所等）が発行する領収書の写しと出産育児一時金請求書をご提出ください。

※ 領収書には分娩を行なった医療機関等が所定のスタンプを押印することになっておりますので必ずご確認ください。
(右図見本参照)



□産科医療補償制度の概要

1. 産科医療補償制度とは

お産の場面では、赤ちゃんが健康で、元気に生まれてくるために、医師や助産師など大変な努力をしていますが、それでも予期せぬできごとが起こってしまうことがあります。

この制度は、赤ちゃんがお産に関連して重度の脳性まひを発症した場合に、速やかに補償を受けることに加え、その原因を分析することなどによって、安心して産科医療を受けられる環境整備を目指すものです。

2. 制度における妊産婦登録

この制度に加入している医療機関等では、妊娠中に全ての妊婦の皆様に、この制度の対象となることを示す「登録証」が交付されます。

3. 制度の開始時期

平成21年1月1日以降の出産から

4. 制度に加入している医療機関等や詳細を確認するには

・下記の産科医療補償制度のホームページから制度の詳細や全国の加入分娩機関リストをご覧くださいだけです。

<産科医療補償制度のホームページ>

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

<制度についてのお問合せ先>

財団法人 日本医療機能評価機構（制度の運営組織）

電話：03-5800-2231

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝除く）

以上